

令和4年5月20日

第5回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第5回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和4年5月20日（金） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

17 番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員

8 番 〇〇〇〇〇 , 9 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室			農地係	〇〇〇〇〇
農林振興課	農政課	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日

令和4年5月20日（金） 午前11時00分

令和4年第5回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- | | |
|--------|---|
| 議案第40号 | 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について |
| 議案第41号 | 農地法第3条 所有権移転による許可申請について |
| 議案第42号 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| 議案第43号 | 農地法第4条による許可申請について |
| 議案第44号 | 農地法第5条による許可申請について |
| 議案第45号 | 農用地等のあつせんについて |
| 議案第46号 | 農用地利用集積計画について（利用権設定） |
| 議案第47号 | 農用地利用集積計画について（所有権移転） |

(2) 報告第5号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和4年第5回農業委員会総会

令和4年5月20日（金） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。4月、5月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。本日は、〇〇〇〇〇〇委員が病氣療養の為、欠席届が出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第5回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。8番〇〇〇〇〇〇委員、9番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。まず初めに、議案第40号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉2号について、5月14日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。新規就農で、機械はリースを行うそうです。調査結果の総合意見は、借人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉3号について、5月16日、そして、昨日1時間程、本人と話しましたので報告致します。この案件は、少し問題がありまして、全部効率利用要件ですが、今は、トラックの運転手をされているという事で、農業は全然されておりません。農作業常時従事要件についても、資料には、250日となっておりますが、ゼロです。農作業の技術力もないという事です。機械保有も脱穀機・耕耘機・田植え機・稲刈り機が1台ずつあると書いてありますが、これも1台も所有されておりません。本人に確認したところ、田もすぐに植え付けできる状態ではなく、水稻を植えられるんですかと尋ねたら、今年は、植えませんと言われました。今、考えているのは、トラクターの中古を探している状態という事でした。ですので、許可はできないと判断しました。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部4号について、5月12日に豊田推進委員と現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、借人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉3号ですけど、事務局で許可できませんよという事はできなかったのですか。それと、〇〇〇〇〇〇さんは、目的は何ですかね。

○13番委員（〇〇〇〇〇〇）

農地法3条の46号で土地を買われるという事ですが、下限面積要件をクリアする為だと思えます。先程言い忘れましたが、〇〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんの関係は、親子です。本人さんは、家の前の畑だけが欲しかったらしいです。買いますと言ったら、その他の田畑が付いてきたという

事です。それを、2週間前に知ったと。本人さんは、今、57歳でいずれ農業をしたいという事ですが、今は、親も田を作っている訳でもなく、荒れ放題で農作業も何もしていないという事です。報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

2番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○14番委員（○○○○○）

やる気は、あるのでしょうか、機械も無いという事で、機械も整って勉強してから再度挙げてきてもらって、許可すれば良いんじゃないですか。

○10番委員（○○○○○）

今の末吉3号ですけれども、行政書士を通してしているのですよね。それを事務局は、受理したんですよね。どうなんだろうかね。行政書士は、お金になるから良いとしても、どうなんだろうかね。

○事務局（福留健一係長）

行政書士の方から提出のあった案件です。書類上問題なかったので受理したところです。私も今朝になって、末鶴委員の方から聞いて、申請書の内容と実態があってないとお聞きしたところです。以上です。

○議長（○○○○○会長）

先程、○○○○○委員が言われたとおり、○○○○○委員が調査をして本人と話してますので、環境が整ってからで良いのではと思いますが。どうでしょうか。皆さん。

○10番委員（○○○○○）

現地調査を○○○○○さんがされましたよね。早めに事務局にこんな状況よと連絡してもらった方が良かったのかなと思います。とりあえず、保留扱いにせざるをえんかなと思います。受付時点で早い段階でおかしいんじゃないかなと解れば良いんでしょうけど。

○事務局（○○○○○局長）

今、○○○○○が申し上げたとおり、事務局としては、行政書士が提出したら、書類上不備がなければ、受付ざるを得ない。本人と会う事もないし、現地に行く事もないし、行政書士を信用していますので、こういう形になったのかなと思います。このような行政書士をいますので、注意等する必要があるのかなと思います。

○事務局（○○○○○係長）

○○○○○委員からは、議案書を持って行った時に相談を受けていました。その後、念を入れて確認したところ、先程のような事だったという事情をお聞きしたところでした。

○事務局（○○○○○局長）

あとですね。今まで私が気になっている事があります。○○○○○もおっしゃったと思いますが、賃貸借で新規就農というのは、要注意だと思っております。下限面積要件をクリアする為だけの案件かなと思いますので、事務局も注意していきたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第40号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、末吉3号を除いて、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 41 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○ 5 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 41 号と 42 号について、5 月 14 日に現地調査を行いましたので報告致します。受人が同一なので一緒に報告致します。42 号は、親子関係です。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○ 2 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 43 号について、5 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○ 4 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 44 号・45 号について、5 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。どちらの案件も渡人と受人は、兄弟で受人は同一なので一緒に報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 47 号について、5 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。なお、受人の住所地が都城市ですが、申請地まで車で 16 分程度で、通作距離に関して営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 48 号について、5 月 13 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号大隅 49 号について、5 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付する予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○ 9 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 50 号について、5 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲渡人と譲受人は、叔父叔母の関係です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地に

は、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部51号・52号・53号について、5月12日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、51号・52号は、水稻を作付けされる予定で、53号は、ブルーベリーを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○6番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部54号について、5月16日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、梅・みかん・柿等を作付けされていて、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

末吉46号については、先程保留案件でしたので、省略させて頂きました。ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉41号と42号ですが、この〇〇〇〇〇さんて方は、農業をされているのですか。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

この方は、現在は電気工事をされていて、農業はされておられません。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

この番地の田は、現在作ってらっしゃるんですかね。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

お父さんの〇〇〇〇〇さんが作ってまして、〇〇〇〇〇さんは、息子さんです。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

若い子がしてくれるという事は、大変ありがたい事ですけど、荒らさないようにお願いします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第41号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第42号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○3番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉24号について、5月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、柿木東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が山林、北が山林であります。目的実現の確実性は、既に転用済です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面

○2番委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

受理番号財部 28 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、上大迫自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が山林、北が道路を挟んで山林・宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書も添付されています。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 6,049 m²に、杉苗木 610 本が植

林されており、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は既存の側溝へ流入する為、自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、申請地を現状のまま利用し、植林の際は、緩衝地を設けている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、平成 20 年頃に申請地の耕作を続ける事が困難になった事から農地法の許可を得ないまま杉を植林していたものです。ついては、植林後 14 年が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われる事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○18 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部 29 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、須賀自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林と原野、西が水路を挟んで田、南が水路を挟んで山林、北が道路を挟んで山林と宅地であります。目的実現の確実性は、杉苗木を植林する具体的な計画がある事、また、同時申請である 5 条申請書には、通帳の写しがあり、資金の確認ができる事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 3,463 m²に杉苗木 750 本を植林する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、既存の側溝へ流入する為、自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、申請地は現状のまま利用し、植林の際は、4 m 程度の緩衝地を設ける為、特に問題ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請の東側の農地は、非農地となっており、申請地も日照・通風が悪く、耕作を続けることが困難である事から、今回、許可を得て、杉を植林管理しようとするものです。ついては、申請地は周囲を山林等に囲まれ、生産性も低い事から農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 42 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 43 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○3 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 30 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、寺田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が田、北が道路を挟んで宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、道路・作業場を整備する面積として、全体で 95 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、西側側溝へ放流する為、適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外的集落接続施設に該当し、道路・作業場を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇

受理番号末吉 35 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、後迫自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が神社、西が畑、南が畑、北が道路であります。目的実現の確実性は、既に転用済で、始末書が添付されていて確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、山林を整備する面積として、全体を利用し、同種施設の規模からみても適当と思います。排水については、雨水のみで自然流下で支障はないと思います。被害防除につきましては、周囲が山林化し、現状は、境界より 2 m ほど緩衝地が設けてあり被害は生じないので、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第二種農地のその他の農地に該当します。既に山林を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとの意見の

受理番号末吉 44 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、寺田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が道路を挟んで宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、農機具庫、作業場、通路を整備する面積として、全体で 208 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、北側側溝へ放流するので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありせん。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、農機具庫、作業場、通路を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉 45 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宮原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が雑種地、南が道路を挟んで雑種地、北が宅地であります。目的実現の確実性は、通帳の写し、融資証明書が添付されている事から確実だと思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、駐車場を整備する面積

○推進委員 (○○○○○)

○4番委員 (○○○○○)

○2番委員 (○○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

受理番号大隅 49 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。先程、農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、

農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。追認によるもので、農用地への原状回復は困難と思われる為、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号大隅 50 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宮ヶ原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道路、南が道路、北が雑種地です。目的実現の確実性は、平成 21 年から農地法の許可を得ないまま農業用車庫、堆肥舎及び農業用倉庫として、現在まで利用されています。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、所要面積 1,778 m²は、農業用車庫 98.52 m²、堆肥舎 153.90 m²及び農業用倉庫 126 m²を設置するもので適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下で支障はないと思われます。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。今回、追認で許可を得ようとするもので、農地への原状回復は困難と思われる為、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部 51 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、水ノ久保自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が宅地、南が宅地、北が道路を挟んで畑と宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書が添付されています。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 511 m²に倉庫 1 棟 8 m²、通路及び作業場 283 m²、資材置場 156 m²、駐車場が設置されています。排水等については、雨水は既設の道路側溝に放流し、自然流下で適当と思われます。被害防除については、現状のまま利用し、隣接地にも被害を及ぼさないの為に特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、林業を営んでおりますが、農地法の許可を得ないまま平成 22 年に申請地に倉庫 1 棟を建築し、作業スペース・資材置場等を設置していたものです。ついては、資材置場設置後 12 年が経過しており、農地への復元は著しく困難であることから転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 44 号農地法第 5 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで 10 分間暫時休憩致します。

（休憩：午前 10 時 08 分）

（休憩：午前 10 時 19 分）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

会議を再開致します。次に議案第 45 号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉 47・末吉 48 については、5 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉 49 については、2 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉 50 については、

私と〇〇〇〇〇推進委員，末吉 51・末吉 52 については，17 番〇〇〇〇〇〇委員，〇〇〇〇〇推進委員，末吉 53 については，11 番〇〇〇〇〇〇委員，〇〇〇〇〇推進委員，財部 54 から財部 59 については，14 番〇〇〇〇〇〇委員，〇〇〇〇〇推進委員，財部 60 については，3 番〇〇〇〇〇〇委員，〇〇〇〇〇推進委員を指名致します。続きまして，あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○2 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 12 号は，打切でお願いします。

○1 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 13 号は，打切でお願いします。

○11 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 15 号は，打切でお願いします。

○13 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 18 号は，継続でお願いします。

○14 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

財部 20 号・財部 23 号は，継続でお願いします。財部 22 号は，打切でお願いします。

○5 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 24 号は，打切でお願いします。

○1 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 25 号から末吉 27 号は，継続でお願いします。

○13 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

〇〇〇〇〇委員から頼まれましたので報告します。末吉 28 号から末吉 30 号は，継続でお願いします。

○19 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅 32 号は，継続でお願いします。

○9 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅 33 号は，継続でお願いします。

○3 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

財部 36 号は，継続でお願いします。

○5 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 38 号の 3100-1 は，成立です。その他の 2 筆は，継続です。

○1 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 39 号は，継続でお願いします。

○11 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 40 号は，継続です。

○5 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 41 号は，成立です。

○18 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅 42 号は，継続でお願いします。

○9 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅 43 号は，貸したいで成立です。

○14 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

財部 44 号は，継続でお願いします。

○6 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

財部 45 号は，継続でお願いします。

○7 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

財部 46 号は，継続でお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 46 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 3 年以上 6 年未満大隅 71 再設定 3 年以上 6 年未満大隅 168・169・170 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○3 番委員（○○○○○）

中間管理機構においては、下限面積要件というのはいないのですか。

○事務局（○○○○○）

4 月に来たばかりで、理解してませんので、確認して来月の総会で回答させて下さい。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○3 番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 46 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 3 年以上 6 年未満大隅 71 再設定 3 年以上 6 年未満大隅 168・169・170 を除いて申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第 46 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 3 年以上 6 年未満大隅 71 再設定 3 年以上 6 年未満大隅 169・170 にいてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 46 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規新規 3 年以上 6 年未満大隅 71 再設定 3 年以上 6 年未満大隅 169・170 については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、復席を願います。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第 46 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 3 年以上 6 年未満大隅 168 を議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 46 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 3 年以上 6 年未満大隅 168 については申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、復席を願います。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 47 号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第 47 号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に報告第 5 号合意解約等の報告については、総会資料の 42 ページから 47 ページですのでご覧下さい。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

その他で何かありませんか。

(「はい」の声あり)

○13 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

女性農業委員の女性の為の農地相談会について

○10 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

農政部会について

○18 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

道路の土の対処方法について

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

事務連絡

○事務局 (〇〇〇〇〇〇次長)

事務連絡

○事務局 (〇〇〇〇〇〇係長)

事務連絡

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

以上で、令和 4 年第 5 回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和 4 年 5 月 20 日 (金) 午前 11 時 00 分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員